

検察審査会の受理件数、議決件数等

区 分 年 次	審 査 事 件									第 二 段 階 の 審 査				建 議 ・ 勧 告
	新 受			既 済					未 済	開 始	既 済		未 済	
	申 立 て に よ る も の	職 権 に よ る も の	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	申 立 却 下 (審 査 打 切 り ・ そ の 他) (審 査 移 送)	合 計			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず		
令和 2 年	2,116	25	2,141	11	104	1,400	227	1,742	995	5	1	3	1	0
3	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
5	2,705	30	2,735	5	69	2,153	255	2,482	1,280	0	1	26	0	0
6	2,462	18	2,480	8	83	2,378	401	2,870	890	5	0	1	4	0
施行以来総計	179,325	13,980	193,305	2,616	16,805	116,325	56,669	192,415		65	16	45		545

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人員である。
2 「審査事件」の各数値は、第二段階の審査を含まない数値である。
3 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
4 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3の規定による場合その他の事由により終局した場合の人員を含む。
5 令和6年度の数値は速報値である。